

平成29年4月14日

松山東年金事務所

○事例

社労士受託事業所の呼出し調査で社労士事務所の職員が単独（一人）で来所され、賃金台帳等を持参し調査を実施しました。

なお、社労士事務所の職員は社労士資格を持っていない事務員であった。

○問題

社会保険労務士法第27条「業務の制限」において、社労士資格がない者は他人の求めに応じて報酬を得て、社労士業務を業として行ってはならない旨が規定されています。

また、事業所と社労士事務所との契約内容は不明だが、一般的には個人社労士と事業所の契約が多く、社労士事務所の一般従業員等を含めた契約等は行っていないと思われます。

○参考（社会保険労務士法）

・第14条の2の2

他人の求めに応じ報酬を得て、第2条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士は、事務所（社会保険労務士法人を含む）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

・第27条

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

○対応方法

事業所調査開始前の挨拶で、今まで通り来所された方のお名前や会社の方かどうかを確認します。

複数名で来所された場合で、事業主や事務員等の事業所の方が1名でもいれば問題ありません。



<特別な対応が必要な場合>

① 1名で来所された方が、社労士事務所の一般従業員の場合。

- ・ 調査できない旨を説明し、改めて社労士本人または事業所の方に来所していただく。

理由：社労士からの委任状があっても、事業主からの委任でないため調査は行えない。

事業主からの委任状があっても、社労士法 27 条に抵触するため調査は行えない。

ただし、事業主から個人的に依頼を受けて報酬を得ていない場合は、事業主の代理人として調査を行うことができる。

② 1名で来所された方が、税理士（会計士）等の場合。（社労士受託事業所以外も含む）

- ・ 調査できない旨を説明し、改めて事業主等に来所していただく。

理由：事業主からの委任状があっても、社労士法 27 条に抵触するため調査は行えない。

ただし、事業主から個人的に依頼を受けて報酬を得ていない場合は、事業主の代理人として調査を行うことができる。

